

令和 8 年度

新川融雪槽照明設備整備業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

1 業務名

新川融雪槽照明設備整備業務

2 業務場所

新川融雪槽 札幌市西区八軒 9 条西 7 丁目（新川水再生プラザ敷地内）

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 業務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年度版）」によるものとする。

5 業務内容

(1) 新川融雪槽に設置している下記照明器具（蛍光管含む）を撤去し、既存照明器具相当の LED 照明器具に交換を行う（配線は再使用とする）。詳細は別添図面を確認すること。

ア 既存照明器具の仕様

部品名	仕様	数量
一般用照明	直付け形器具、FL20W × 2 FSS4-202、200V	1 台
	直付け形器具、FL40W × 1、ガード付 FSS1-401、200V	11 台
	直付け形器具、FL40W × 1、防湿形 FSS1MP-401、200V	2 台
	直付け形器具、FL40W × 1 FSR1-401、200V	10 台 4 台（ガード付）
	直付け形器具、FL40W × 2 FSR1-402、200V	40 台
	直付け形器具、FL40W × 1、防湿形 FSR1MP-401、200V	3 台
	直付け形器具、FL40W × 2、防湿形 FSR1MP-402、200V	8 台
	吊下げ形器具、FL40W × 1 FPR1-401、200V	5 台
	吊下げ形器具、FL40W × 2 FPR1-402、200V	7 台
	下面開放埋込形器具、FL40W × 1 FRS3-401、200V	5 台
	OA 用埋込形器具、FL40W × 2 FRL3V1-402、200V	6 台
	OA 用埋込形器具、FL40W × 3 FRL3V1-403、200V	3 台

一般用照明	直付け形器具、FL40W × 2 FT-42750N-RS、200V	2 台
	棚下灯、FL20W × 1 FBS2-201、100V	1 台
	直付けシーリング器具、FL20W × 4 FSF3-204、100V	2 台
	埋込形器具、FPL27W × 2、100V	2 台
	埋込形器具、FL20W × 4、100V	4 台
	ダウンライト、FDL18W × 1、100V	3 台
非常用照明器具	直付け形器具、FL40W × 1、電池内蔵型 K1-FSR1-401、200V	2 台
	直付け形器具、FL40W × 2、電池内蔵型 K1-FSR1-402、200V	18 台
	吊下げ形器具、40W × 1、電池内蔵型 K1-FPR1-401、200V	3 台
	吊下げ形器具、40W × 2、電池内蔵型 K1-FPR1-402、200V	1 台
	直付け形器具、FL40W × 2、電池内蔵型 K1-FSS4-402、200V	2 台
	下面開放埋込形器具、FL40W × 1、電池内蔵型 K1-FRS3-401、200V	3 台
	直付け形器具、FL40W × 1、電池内蔵型 K1-FSR1MP-402、200V、防湿形	4 台
	OA 用埋込形器具、FL40W × 2、電池内蔵型 K1-FRL3V1-402、200V	2 台
	直付け形器具、FL40W × 2、電池内蔵型 FTS-42750N-RS、200V	2 台
	階段通路誘導灯、FL40W × 1、電池内蔵型 SK1-FST10-401、200V	1 台
	階段通路誘導灯、FL40W × 1、電池内蔵型 SK1-FST12-401、200V	2 台

(2) 照明器具交換後、点灯確認を行うこと。

6 履行体制

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から下記の内容による者を定め、適切に業務が履行できること。

(1) 業務責任者

業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を 1 人定めること。

(2) 資格者の配置

電気工事資格者を配置して実施すること。

7 提出書類

(1) 業務計画書

1 部 契約後、速やかに

ア 業務責任者等指定通知書

"

イ 同上経歴書

"

ウ 同上資格免許証の写し

"

エ 同上雇用関係を確認できる書類

"

注：保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しやマイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れる QR コードを含む。）を黒塗りしたものを提出すること。

オ 業務工程表

"

カ 緊急連絡体制表

"

(2) 鍵借用書

"

(3) 完了届

1 部 業務完了後速やかに

(4) 業務報告書

"

（作業日報、作業の写真及び交換部品の写真等）

上記書類のほか、委託者より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

8 安全衛生管理

受託者は、労働安全衛生法に基づき安全に関する事項を確実に行之、業務に従事する職員の労働安全衛生管理及び教育、作業前の危険予知活動を適切に行い、作業上の安全確保と事故防止に努めること。

9 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者は、これを再委託することはできない。

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

また、再委託先が札幌市競争入札参加資格者名簿の登録業者でない場合、以下の書類も提出すること。

(1) 主たる部分

ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理

イ 部品の調達に加え技術的な検討

ウ 最終状態の確認・検査

(2) 登録業者でない場合の提出書類

ア 再委託に係る申出書（あて先「受託者」、申出人「再委託先」）

再委託先が札幌市物品・役務契約等事務様式基準共通第 2 号様式（申出書）の第 1 項から第 5 項に該当する者でないこと。

イ 再委託先の登記事項証明書（写）など法人概要がわかる書類

代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するもので、当該事項が確認できる決算書(写)やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概要を印刷したものも可

10 その他

- (1) 作業にあたっては、事前に委託者との工程調整等を行うこと。
- (2) 作業の実施に必要な機器、工具、消耗品類、安全機器設備の手配・設置、照明器具等は受託者負担とする。
- (3) 金属の発生材は、鉄・アルミ・ステンレス・配線にそれぞれ分別の上、札幌市建設局山本資材置場(札幌市厚別区厚別町山本 1063-18)に搬入すること。搬入予定日の概ね2週間前までに市担当者へ「建設局山本資材置場利用届」を提出し確認すること。また、実際の搬入日については資材置場管理事業者と搬入日程の調整を行うとともに、搬入の際は管理業者へ利用届を2部提出し、1部を写しとして持ち帰ること。
- (4) 発生材(金属以外)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等(マニフェスト制度)に基づき適正に処分することとし、受託者と廃棄物収集運搬及び処分業者との契約書の写し、マニフェストの写しを報告書に添付すること。
- (5) 作業において、不測の部品交換の必要が生じた場合は別途とする。ただし、軽微な部品は本業務とする。
- (6) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。また、事故等の問題が発生した場合には必ず報告の上、指示を受けること。
- (7) 作業の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片づけ及び清掃を行うこと。
- (8) 作業に伴う水、電気等は委託者が負担する。
- (9) 作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。
- (10) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者・受託者の協議により定めるものとする。

11 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

12 業務委託対象施設の鍵管理について

委託者は受託者に対し、業務着手後に業務委託対象施設の入場に必要なすべての鍵を貸与するものとする。受託者は貸与された鍵について各鍵を明記した一覧表及び借用書を作成し、委託者へ提出すること。業務着手後、受託者は貸与された鍵を厳重に管理し、これに対して責任を負うものとする。受託者が貸与された鍵を紛失した場合、受託者の責任において当該施設の鍵を交換するものとし、また貸与された鍵を破損した場合は、受託者が自己の費用でこれを弁償するものとする。

また、貸与された鍵について、以下の行為を禁止するものとする。

・ 第三者への貸与、及び鍵の複製